

一安倍晴明（あべのせいめい）という人がいました。平安時代の人で、村上天皇、花山天皇、一条天皇や藤原道長につかえた、当時の一級の占い師です。歴史物語の「大鏡」や、説話集の「今昔物語」、「宇治捨遺物語」などにも登場し、11世紀にはすでに神秘化されていた人物です。夢枕獏の小説「陰陽師」が2001年に映画化されたことで有名になりましたし、京都には本人を祭った晴明神社があり、観光スポットとなっています。

この神社の本殿正面に大きな桃の像が配置されています。「厄除桃（やくよけもも）」と呼ばれ、参拝客が撫でるのピカピカに輝いています。

ところで、今年の1月23日NHKスペシャル「邪馬台国を掘る」という番組で、奈良県桜井市の纏向遺跡（まきむくいせき）の発掘現場から大量の桃の種が発見されたことをとりあげていました。卑弥呼は魏志倭人伝で「よく鬼道をなすもの」と紹介されているように呪術、祭祀をつかさどる人物だったのですが、その祭祀をつかさどる時に、大量の桃に囲まれてその儀式をしたと推測されているのです。

古くから桃は魔を除くものとされていたようです。

さて、今回は辰（たつ）からです。音はシン。振に通じ、いろいろな抵抗や妨害と闘いながら歩を進めていくという意味です。巳（ミ）は音はシ。これは動物の象形文字で冬眠していた蛇が、春になって地表には出す形を表しています。外界の抵抗に屈せず、旧来のものにけりをつけて、雄々しくやっつけていくという意味をあらわしています。

続いて午（うま）は午と十で午は地表、十は陰が陽をおかして上昇する型です。音はゴ。陰気が下から突き上げて、まさに表に出ようとする象形文字で「そむく」「さからう」という意味になります。

未（ひつじ）はこれも上の短い一と木から成っている象形文字で、一は木の上部、すなわち枝葉の繁茂を表しています。音はビ。意味は「風通しを良くする」「明るくする」ことです。

次回は申（さる）から亥（い）までをご説明します。



2011年7月11日発行
発行/株式会社イーマック
編集長/大場史郎
〒730-0002 広島市中区白島中町9番13号
Tel (082) 227-7730 Fax (082) 227-8861
E-mail webmaster@kaikai.co.jp
URL http://www.kaikai.co.jp

7月7日 馬耳東風

ガンバレ イワモト君



大場史郎
この漫画を見てわかる人はかなりのカーブ通である。期待される地元広商出身の岩本貴裕選手、昨年後半の活躍からして、今年はガンガン打ってくれると思いきや、今のところ期待に届いていない。最近では二軍から上がってきた松山竜平にポジションを譲っている。岩本選手をインターネットで検索すると、昨年1月広商同級生と7年越しの愛を交わして結婚したとある。とかくマスコミ関係や芸能人と結び付くことが多い中で、ほほえましい。



「ガンバレ岩本」として、何度かこのコーナーで取り上げたい。最近、オリックスのT岡田や日ハムの中田、更には大リーガーで三冠王に最も近い男と言われるセントルイスカーディナルスのプフォルスなど、ガン二股でノーステップで構えるのが流行っている。変化球やタイミングを外すチェンジアップなどに対応するためだろうが、相当パワーがないとボールが飛ばない。



岩本も同じような構えである。ひょっとして不振の原因は今年から採用の飛ばないボールが影響しているのかもしれない。とにかく大砲不在のカーブ、最近では他球団になめられて、外野が前に来ているので、セカンドからホームをついても、アウトになるケースが増えてきた。これから後半、3位めざしてガンバレ!



弊社ホームページにいままでの馬耳東風が載っています。ぜひご覧ください。http://www.kaikai.co.jp

事務所からのお知らせ 宮本佳依

◆所得税の予定納税
予定納税第2期分の納付期限は8月1日（月）までです。

予定納税とは、確定している前年分の所得金額や税金などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上ある場合、その年の所得税の一部をあらかじめ納付するという制度です。第2期は11月です。

◆固定資産税
固定資産税の第2期分の納付期限は8月1日（月）までです。第3期分は9月です。

◆平成23年度イノベーション人材育成事業補助金
広島県では、県内産業の新分野・新事業への展開を促進するため、社員を国内外の大学・企業・研修機関等において行われた研修等に要する費用の一部が助成されます。

募集期間：平成23年7月1日から10月31日まで
補助率：2分の1以内
補助対象経費：
【国内研修】入学費・受講料・交通費・宿泊費等
【国外研修】上記に加え、渡航費、保険料等



2011年 8月号

新時代

社長の仕事 税理士 大場史郎

「言葉の暴力」
先日、17年も前に相続税の申告をしたAさんから、電話がかかってきました。

「ちょっと、相談があるのですが、一度お越し願えませんか？」何とも覇気のない声でした。相続の申告をして、縁が切れていたのに、すでに当時の申告書も残っていません。

Aさん、どんな人だったかなあ。私の錆びついた頭は、徐々に回りだした。確か、亡くなったご主人はマツダに出ておられた普通のサラリーマンでしたが、奥様のAさんがすごいしっかり者だったのを思い出しました。生活費を削って、旦那様の給料をコツコツと貯めては、それを頭金に戸建の借家を買っておられた。その家賃で、借入金を返済する。当時は良い時代で、土地が毎年上がっていた。それを繰り返して、旦那様が66歳で亡くなる時には2億円近くの財産になっていた。

それから1週間後、訪問して話をうかがった。「長女・長男の二人の子供に、財産を贈与したいのですが・・・」

当時64歳だった奥様も81歳になっておられた。「どうして贈与したいのですか」「娘と長男がとても仲が悪いので、今から財産を分けておきたいのです」

「おおかさん、贈与税は高くつくので、遺言を書いておくのがいいですよ」

「はあ」
今回は贈与の話をするのではなく、その時のAさんの会話を紹介したいのです。

1人住まいのAさんは、1月のある日、急に倒れて意識を失ったところへ、たまたま訪れた長男Cに10時間後に発見された。大学病院の集中治療室へ救急車で運ばれ、幸い後遺症もなく一命を取り留めることができた。

そのことがあって、近くにマンションを買って住んでいた長男C夫婦と子供が引っ越してきて同居が始まった。それからのちょっと寒くなる親子の会話である。

A「最近ガス代が増えたね」
Cの嫁「お母さん、言ってええことと悪いことがあるんよ」
嫁から愚痴を聞いたCが「何ぼ払やあえんか、誰のおかげで生きとると思うとるんや」

Aさんは私に「それ以来、私はもう息子らの前では、何も言わんことにした」と、寂しそうに言う。別にCもCの嫁も鬼夫婦ではない。ごく普通の家庭を営んでいる。姉Bは離婚し、介護士をしながら、苦勞して二人の子供を医者と医大に行かせている。どちらかと言えば、あまりできの良くない弟Cは転職を繰り返し、近くのホームセンターで働いている。そういった鬱積が、つい弱い立場の母親にあのようなことを言わせたのだろうか

と自分なりに推察してみる。Aさんは何のために、爪に火を灯すようにして、資産を作ってきたのだろうか。恐らく、子供たちのためと思って、欲しいものも買わずに、我慢してきたのだろう。「お母さん、いっしょに住んであげようと言ってくれた息子とお嫁さんは良い人だよ。老いたら、子に従え。どうせ持って死ぬるわけじゃないのだから、任せんさい」と無責任な慰め方をする。

「せめて、二人の姉弟が、法事でも集まるように、財産は平等にしとこうね。2週間後までに、遺言のプランを作ってくるから。それと一度、二人の姉弟に会わせてもらえませんか」と言って別れた。

我々もつつい、お年寄りとか、会社の従業員など弱い立場の人間に、言葉の暴力を浴びせていないだろうかと考えさせられた1日でした。

そういえば、馬鹿な大臣が被災地の知事に向かって横暴な口をきいて、大臣を辞職する羽目になったのも、つい先日のことです。

会社を設立した場合など、新しく就業規則を作成する場合は、法令に違反しない限り会社が自由に作成することができます。

しかし、一度作成した就業規則を、会社の都合で変更する場合には注意が必要になります。特に以前作成された就業規則より、労働者にとって不利益な条件に作成し直そうとする場合は、合理的な理由がなければ変更することができないことになっています。

・合理的な理由とは、下記に示した基準を総合的に判断することになっています。

- ①使用者側の変更の必要性の内容・程度
- ②就業規則の変更によって労働者が被る不利益の程度
- ③変更後の就業規則の内容自体の相当性
- ④代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況
- ⑤同種事項に関する我が国社会における一般的状況
- ⑥労働組合との交渉経緯など

・労働者に不利益な就業規則の変更をするには、労働者1人1人の同意があれば可能となります。労働契約法第9条及び10条には次のように示されています。

(就業規則による労働契約の内容の変更)

第9条 使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に

労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。ただし、次条の場合は、この限りでない。

第10条 使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の変更によっては変更されない労働条件として合意していた部分については、第12条に該当する場合を除き、この限りでない。

※就業規則を変更する場合は、労働者が納得するようにすすめていきたいものです。就業規則は使用者側だけのものではなく、労働者のものでもあります。お互いが気持ちよく働くためのルールブックが就業規則であると考えます。

「賞与に対する源泉徴収」と「賞与の損金算入時期」

春木 円加

賞与とは、定期の給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏季手当、年末手当、期末手当等の名目で支給されるものその他これらに類するものをいいます。なお、給与等が賞与の性質を有するかどうかが明らかでない場合、次のようなものは賞与に該当するものとされます。

- ① 純益を基準として支給されるもの
- ② あらかじめ支給額又は支給基準の定めのないもの
- ③ あらかじめ支給期の定めのないもの(ただし、雇用契約そのものが臨時である場合のものを除きます)
- ④ 事前確定届出給与に規定する給与、利益連動給与

●賞与から源泉徴収する所得税の計算方法

(1) 通常の場合

- ① 前月の給与から社会保険料等を差し引きます
- ② 上記①の金額と扶養親族等の数を「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」にあてはめて税率(賞与の金額に乗すべき率)を求めます
- ③ (賞与から社会保険料等を差し引いた金額)×上記②の税率
この金額が、賞与から源泉徴収する税額になります

(2) 前月に給与の支給がない場合

- ① (賞与から社会保険料を差し引いた金額)÷6

② ①の金額を「月額表」にあてはめて税額を求めます

③ ②×6

(注)賞与の計算期間が半年を超える場合には、賞与から社会保険料等を差し引いた金額を12で除して、同じ方法で計算します。そして、求めた金額を12倍したものが源泉徴収する税額になります。

●使用人賞与の損金算入時期

使用人賞与については、その支給日の属する事業年度の損金算入が原則ですが、例外的に次の一定の要件に該当する未払賞与に限り、支給前に未払い計上して損金算入することが認められています。

次の要件のすべてを満たす賞与は、社員にその支給額を通知した日の属する事業年度の損金に算入することができます。

- ① その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知していること
- ② ①の通知をした金額をその通知をしたすべての使用人に対し通知をした事業年度の翌期首から1カ月以内に支払っていること
- ③ その支給額につき①の通知をした事業年度において損金経理をしていること

“債務者の財産の調査方法(前編)”

前からずっと知りたいと思っていたことが最近分かりました。それは、「金銭の支払いを命じる確定判決をもらった債権者が債務者の財産に対して強制執行する場合、債務者の財産をどうやって調査するか？」です。税務当局のような強力な調査権を持たない債権者は、債務者の財産を強制的に洗い出すことができないからです。では、弁護士に強制執行を依頼すればよいと思うでしょうが、弁護士は強制執行までしてくれないのが普通です。弁護士の仕事は判決をもらうまでの訴訟活動だけであって、その後の強制執行は単純な煩わしい仕事と思われているからでしょうか。したがって、債権者は自分で債務者の財産を調査しなければなりません。

まず、不動産です。①債務者の住所(住居表示)から法務局に備えているブルーマップでその敷地の登記簿上の地番を確認する。②その地番の公図を法務局で取って、これとブルーマップや住宅地図を照合して正確な地番を特定する。③その地番の土地登記簿謄本と建物登記簿謄本を取って、所有者を確認する。→→→ここで登記簿上の所有名義人が債務者であればいいのですが、それが借地や借家のため第三者名義になっている場合はアウトです。また、債務者が所有している他の場所の不動産はこの方法では把握できません。

次に、預金口座です。①債務者が取引していると思われる債務者の住所の近辺の銀行(支店)をいくつでも挙げて差し押さえる。②その銀行が債務者と、取引がなければその旨報告される。→→→しかし、これは「下手な鉄砲も数撃ちや当たる」式ですから、外れたらアウトです。また、債務者が他県の銀行に預金していたり、ソニー銀行やオリックス銀行等にインターネットバンキングしている場合もダメです。

第三に、給与債権の差押さえですが、債務者の雇用先は比較的容易に調査できるでしょう。

以上は通常考えられる方法ですが、上記のアウトや調査不能の場合には、これまで債権者は「絵に描いた餅で、空手形」の確定判決を持ったまま諦めるしかありませんでした。

しかし、この不都合を解消するため、平成16年の民事執行法の改正で、「債務者の財産開示手続制度」が新設されました。これについては次号でお伝えします。

住民税について

吉村千花子

みなさんは住民税がどのような仕組みになっているかご存知ですか？

まず、住民税とは、住所地の都道府県と市町村に納める2つの地方税の合計のことをいい、毎年5月に決定して、6月から支払いが始まります。一定以上の所得があり、生活保護を受けていたり、障害者、未成年者、寡婦または寡夫で所得が125万円以下でなければ、みなさん支払いの対象者となり、住んでいる都道府県と市町村に支払わなくてははいけません。支払い方法は、給与から引かれる場合と個人で分割して支払う場合とがあり、都道府県と市町村の合計額を支払います。

住民税の計算方法は源泉所得税と似ています。年末調整、確定申告をもとに計算していて、前の年の所得金額から医療費、社会保険料、生命保険料などの所得控除をした後の金額の10%(都道府県民税 4% + 市町村民税 6%)が住民税となります。このため、所得金額がマ

イナスであれば源泉所得税と同じように住民税も0円となります。

しかし、源泉所得税はかからないのに住民税はかかるようなことがあります。これは、計算方法は似ていますが、細かい控除金額が違うためです。

たとえば、パートで働いている奥さんが扶養の範囲内にするために年間の収入を103万円ちょうどにした場合、所得税はかからないのですが、住民税はかかるようになります。これは基礎控除の違いによるもので、所得税がかからない収入金額が103万円以下なのに対して、住民税がかからない収入金額が100万円以下となるためです。

また、調整控除や寄付金税額控除、住宅ローン控除などのように特殊な控除もあり、ここでは書ききれないほどです。

広島県のHPなどに細かくのっていますので、話のタネに計算してみたいはいかがでしょうか。